

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成25年7月22日(月) 最高裁判所中会議室	
委員	委員長 安藤 正雄 (千葉大学工学部大学院教授)	
	委員 吉田 恵子 (芝会計事務所・公認会計士)	
	委員 秋山 靖浩 (早稲田大学大学院法務研究科教授)	
審議対象期間	平成24年10月1日から平成25年3月31日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	2件
	公募型及び工事 希望型指名競争	-
	通常指名競争	1件
	随意契約	2件
建設コンサルタント業務	一般競争	-
	プロポーザル方式	-
	随意契約	1件
	総件数	6件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>1【広島高裁松江支部・松江地家簡裁庁舎新営建築工事，同設計変更】</p> <p>・業者は，工事施工時までの資材の値上がり分を見込んだ額で入札を行うのか。</p> <p>・地盤改良に関する設計変更の予定については特記事項等で明示していたのか。明示しておけば，入札者参加者数も増加したのではないか。</p>	<p>・具体的には不明であるが，そのような可能性も否定できない。価格の動向の把握に努め，問題があれば，必要な手だてを検討したい。</p> <p>・明示まではしていなかったが，何らかの措置は必要であることは認識できる状況であった。今後は，確実に追加することが予定されており，かつ，内容も確定している部分については，明示する方向で検討したい。</p>
<p>2【仙台高地簡裁庁舎耐震改修工事第2回設計変更，仙台高地裁庁舎耐震改修設計その3業務】</p> <p>・工事施工中に地盤強化策の必要性が判明した場合の責任の所在について，入札時に明示しておく必要はないか。</p> <p>・「設計変更」という言葉については，発注段階で施工予定でありながら，詳細が確定していないことをもって後に行う場合にも用いられており，施工内容と費用の範囲を明確にする意味からも，用語の整理が必要であると思われる。</p> <p>・本件のように設計及び工法の変更である場合，デザインビルド（設計・施工一括発注方式）による運用も検討されたい。</p>	<p>・地盤強化策については当初は想定しておらず，責任の所在を含め，入札時に明示することまでは考えていなかったものである。</p> <p>・設計変更を行う場合は受注者側と協議を行うこととなるが，施工内容や費用の範囲について受注者側の誤解を招かないよう留意しているところである。</p> <p>・国土交通省における動向等も踏まえ，検討したい。</p>

意見・質問	回答
<p>・予定価格算出のプロセスを担保するため、第三者による評価を行うことなども検討されたい。</p>	<p>・御意見を踏まえ、検討したい。</p>
<p>3【大分地家裁佐伯支部庁舎改修工事】</p>	
<p>・予決令99条の6中の「なるべく」との部分について、どのように解釈しているのか。</p>	<p>・随意契約においては、可能な限り複数の者から見積書を徴取することが求められているものと考えている。なお、現在は、複数の業者から同時に見積書の徴取を行うよう、運用を改めたところである。</p>
<p>4【水戸地家裁龍ヶ崎支部庁舎耐震改修等工事】</p>	
<p>・指名数については、30者とすることもあり得るのか。指名数を増やせば、基準点から離れた業者も参入することとなるが、弊害等は生じないのか。</p>	<p>・現状は20者を目処としているが、状況によっては30者とすることもあり得る。また、指名数を増やせば、相応しくない業者が参入するなどの可能性は高まると思われる。</p>